

細街路拡幅整備事業に伴う自費工事承認申請の案内

道路管理者以外の者が、歩道やL形ブロックの切下げ(車乗入れ施設の設置)などの工事を行う場合は、道路法第24条の規定に基づき、道路管理者の承認が必要で、工事は通常自己負担で行っていただきますが、細街路拡幅整備事業に伴う自費工事申請(切下げ工事)の場合、申請者の費用負担なく自費工事を行うことができます。ただし、自費工事申請をする際、細街路協議届提出後に土木部道路課道路占用係との協議が必要です。

○申請書類(用紙は道路占用係ホームページまたは窓口にあります。)

- ✓自費工事施工承認申請書 2部(下記の書類を添付したもの一式)
- 申請者印は細街路拡幅整備事業の申請者印と同じ印鑑を使用してください。

添付書類

1. 案内図
2. 平面図(現況図・計画図)
3. 構造図(見本参照)
4. 現況写真
 - ①前面②右斜め③左斜めの3方向から撮影写真には、施工箇所を赤色で記載してください。
5. 軌跡図等(切下げの幅を基準を超えて設置する場合の説明資料)
 - ※所管警察署へ事前に警察協議が必要となる場合があります。

○切下げの基準について(警察協議が必要となる基準について)

下記の条件から外れる場合、所管警察署へ事前に警察協議が必要となります。

- ①幅が普通車5.4mまで、大型車(4トンを超えるもの)7.2mまで
- ②隣地の切下げから3.5m以上離す
- ③設置は道路の交差点及び横断歩道から5m以上離す
- ④1敷地の切下げが2箇所までで間隔は6.5m以上離す

※詳しい条件は、道路占用係
にお問い合わせください。

○警察署案内図 (深川警察署・城東警察署)



【所管窓口について】

○自費工事申請の記入方法等手続きについての質問・・・

江東区土木部道路課道路占用係(防災センター3階4番)
TEL: 03(3647)9689

○細街路拡幅整備事業についての質問・・・

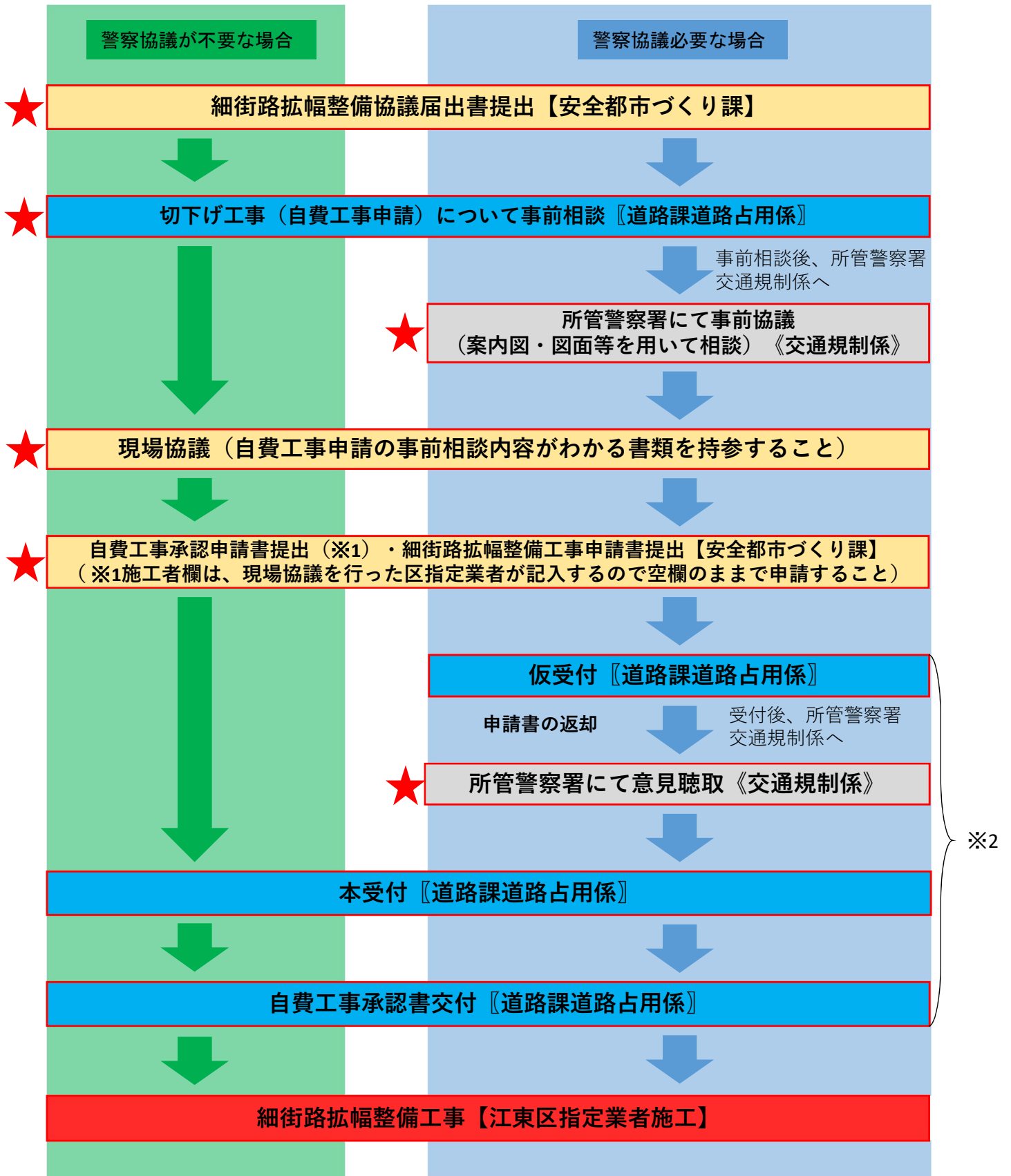
江東区都市整備部安全都市づくり課不燃化推進係(本庁舎5階22番②)
TEL: 03(3647)9491

※申請後書類のやり取りがありますので、書類提出時は名刺等連絡先が確認できるものを持参ください。

○申請の流れ

- 安全都市づくり課
- 道路課道路占用係
- 所管警察署

★申請者にて行うこと



※2 自費工事承認申請書提出から自費工事承認書交付まで2週間程度かかります。